

## 沖縄県振興審議会規則

昭和 47 年 7 月 13 日  
規則第 121 号

改正	昭和 49 年 3 月 30 日規則第 18 号	昭和 49 年 5 月 7 日規則第 27 号
	昭和 49 年 8 月 12 日規則第 51 号	昭和 51 年 10 月 14 日規則第 37 号
	昭和 51 年 11 月 18 日規則第 45 号	昭和 54 年 7 月 31 日規則第 37 号
	昭和 56 年 8 月 27 日規則第 39 号	昭和 57 年 2 月 8 日規則第 1 号
	昭和 58 年 3 月 31 日規則第 15 号	平成元年 8 月 11 日規則第 54 号
	平成元年 9 月 22 日規則第 62 号	平成 11 年 11 月 5 日規則第 68 号
	平成 13 年 3 月 30 日規則第 54 号	平成 14 年 7 月 10 日規則第 40 号
	平成 17 年 3 月 31 日規則第 51 号	平成 18 年 3 月 31 日規則第 40 号
	平成 21 年 9 月 25 日規則第 46 号	平成 23 年 4 月 1 日規則第 14 号

沖縄県振興開発審議会規則をここに公布する。

沖縄県振興審議会規則

題名改正〔平成 14 年規則 40 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和 47 年沖縄県条例第 50 号)第 2 条の規定に基づき、沖縄県振興審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和 57 年規則 1 号・平成 14 年 40 号〕

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、県の振興に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

一部改正〔昭和 49 年規則 27 号・平成 14 年 40 号〕

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

一部改正〔昭和 49 年規則 51 号・54 年 37 号・56 年 39 号〕

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市町村長及び市町村議会議長

一部改正〔平成元年規則 62 号・18 年 40 号〕

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

一部改正〔平成元年規則 62 号〕

(専門委員)

第 6 条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

一部改正〔昭和 49 年規則 27 号・平成 18 年 40 号〕

(専門委員の任期)

第 7 条 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔昭和 49 年規則 27 号〕

(会長及び副会長)

第 8 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

一部改正〔昭和 49 年規則 27 号・57 年 1 号〕

(会議)

第 9 条 審議会は、会長が招集するものとし、あらかじめ議題を示して委員に通知しなければならない。ただし、緊急な場合は、この限りでない。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

一部改正〔昭和 49 年規則 27 号〕

(部会)

第 10 条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会又は専門委員と合同して調査審議をすることができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

一部改正〔昭和 49 年規則 27 号〕

(幹事)

第 11 条 審議会に幹事を置き、幹事は、秘書広報統括監、総務統括監、企画調整統括監、環境企画統括監、福祉企画統括監、農政企画統括監、産業振興統括監、観光政策統括監、土木企画統括監、企業企画統括監、病院事業統括監、教育管理統括監及び警務部長の職にある者をもって充てる。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔昭和 49 年規則 27 号・51 号・51 年 37 号・45 号・54 年 37 号・57 年 1 号・58 年 15 号・平成元年 54 号・11 年 68 号・13 年 54 号・17 年 51 号・18 年 40 号・21 年 46 号〕

(県職員の関与)

第12条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、県の関係部局の職員を審議会及び部会に出席を求め、意見を述べさせることができる。

一部改正〔昭和49年規則27号〕

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、企画部企画調整課で処理する。

一部改正〔昭和49年規則18号・27号・58年15号・平成17年51号〕

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔昭和49年規則27号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月7日規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県振興開発審議会規則第7条の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和51年7月27日までとする。

附 則 (昭和49年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月14日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年11月18日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月31日規則第37号)

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年2月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日規則第15号抄)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年8月11日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年9月22日規則第62号)

1 この規則は、平成元年9月25日から施行する。

2 この規則の施行の日前に市町村長又は県職員である委員の任期は、改正前の沖縄県振興開発審議会規則第5条第2項の規定にかかわらず、平成元年9月24日までとする。

附 則 (平成11年11月5日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 54 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 10 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 51 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 40 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 14 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 沖縄県振興審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県振興審議会規則（沖縄県規則121号）第14条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会の設置・所掌事務)

- 第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。
- 第2部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

### (部長・副部長)

- 第3条 部会に、部長及び副部長を置く。
- 第2部会長及び副部長は、会長が指名する。
- 第3部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 第4部会長に事故があるときは、副部長がその職務を代理する。

### (専門委員会の設置・所掌事務)

- 第4条 部会にその所掌事務を分掌させるため、必要があるときは専門委員会を置くことができる。
- 第2 専門委員会に関し必要な事項は、部長が定める。

### (報告)

第5条 部長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、その結果を会長に報告する。

### (会議の公開)

第6条 審議会の会議は原則公開するものとする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は平成11年11月24日から施行する。

(平成17年 5月19日 一部改正)

(平成21年10月 5日 一部改正)

(平成22年 2月18日 一部改正)

別表（第2条関係）

部会名	所掌事務
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活、交流等に関する事
産業振興部会	観光・リゾート産業、情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関する事
農林水産業振興部会	農林水産業等に関する事
離島過疎地域振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関する事
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、景観保全等に関する事
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関する事
学術文化・人づくり部会	教育・人材育成、歴史、学術文化等に関する事
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害等に関する事

## 沖縄県振興審議会部会運営要領

### (趣旨)

1 この要領は、沖縄県振興審議会運営要綱第7条の規定に基づき、沖縄県振興審議会の部会の運営に関し必要な事項を定める。

### (部会の担当部)

2 部会は、別表の各部が担当する。

### (所掌事務)

3 部会の担当部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 委員、専門委員の推薦及び就任承諾等に関すること。

(2) 部会の開催に関すること。

ア 開催日時の決定

イ 会場の手配

ウ 委員等への開催通知の発送

(3) 部会の運営に関すること。

ア 会議資料の作成

イ 部会からの質問等に対する回答、資料の提出

ウ 議事録の作成

(4) 報告に関すること。

ア 部会に提出する資料等の企画調整課長への提出

イ 議事録の企画調整課長への提出

(5) その他部会の開催、運営等に関すること。

### (協力依頼)

4 部会の担当部は、部会の運営等に関して必要な場合は、他の部へ協力を求めることができる。

### (会議の公開)

5 部会の会議の公開については、部会長の判断によることとする。

### (企画調整課の所掌事務)

6 企画調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 各部会の総合調整に関すること。

(2) 部会開催経費に関すること。

ア 委員等への報酬等の支払い

イ 会場使用料等の支払い

ウ 筆耕翻訳料等の支払い

附 則

この要領は平成11年12月15日から施行する。

(平成13年 4月 2日 一部改正)

(平成17年 5月 19日 一部改正)

(平成21年10月 5日 一部改正)

(別表) 部会担当部

部会名	担当部
総合部会	企画部 (企画調整課)
産業振興部会	観光商工部 (産業政策課)
農林水産業振興部会	農林水産部 (農林水産企画課)
離島過疎地域振興部会	企画部 (地域・離島課)
環境部会	文化環境部 (環境政策課)
福祉保健部会	福祉保健部 (福祉保健企画課)
学術文化・人づくり部会	企画部 (企画調整課)
基盤整備部会	土木建築部 (土木企画課) 企画部 (交通政策課) 企画部 (情報政策課)

(注) 基盤整備部会は、土木建築部 (土木企画課)、企画部 (交通政策課) 及び企画部 (情報政策課) の共管とする。